

# 総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月12日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	吉田 建二		
	閉 会	午前11時19分	委員長	吉田 建二		
出席並びに欠席議員  出席 6名 欠席 0名  ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 治司	○	吉田 建二	○		
	三上 元	○	神谷 里枝	○		
	菅沼 淳	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	総務部長	山本 一敏				
	総務課長	太田 康志				
	総務課課長代理兼人事係長	阿部 祐城				
	主任	戸田 匡哉				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	加藤 敬	書記	熊谷 浩行
会議に付した事件	令和元年12月定例会付託議案審査					
会議の経過	別紙のとおり					

傍聴議員：楠浩幸

# 総務経済委員会会議録

令和元年12月12日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前10時00分 開会〕

○菅沼副委員長 それでは、皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、御参集をいただきましてありがとうございます。それでは、早速ですが委員長、開会をお願いいたします。

○吉田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務経済委員会、開会をさせていただきました。

大変きょうは穏やかな天気になりました。昨日の本会議で、本総務経済委員会に付託になりました議案が1件ございます。その審議をさせていただくために、本日、御参集いただいたわけでございます。どうぞよろしく願います。以後、着座して進行させていただきます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会といたします。

なお、本日は楠議員から傍聴の申し出があり、当委員会に同席されております。また、一般の傍聴の方がいらっしゃいますので、その旨を御報告いたします。よろしく願います。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されておりますとおり、付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は、一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のためにマイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いをいたします。また、職員が資料確認等のため、審査のさなかに委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思っておりますのでよろしいでしょうか、皆さんにお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないように静かに出入りするようお願いをいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

それでは議案第85号、湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを議題といたします。議案書は6ページから11ページとなります。

これより質疑を行います。

質疑を行う方法としては、一括して質疑を受ける方法もありますけども、1条ずつ質疑を受けていって、最終的に総括してまた質疑を受けるというような方法をとりたいと思っておりますけども、その点についていかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、1条ずつ進めることにいたします。

まず、第1条について質疑のある方はございませんか。第1条は、条例の趣旨について掲げたものでございます。

三上委員。

○三上委員 この文章から見るとわかりにくいんですが、趣旨というか目的といいますか、これは短期間であっても長期間であっても職員の待遇はあんまり変えないようにしようというのがこの法の趣旨だと思うんですが、そういうふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えをいたします。

今回のこの会計年度任用職員の制度については、今まで任用していました非常勤職員、一般非常勤職員または特別職非常勤職員がございまして、その任用の仕方を明確にすることが第一の目的でございます。それと、正

規職員と非正規職員の格差を是正するというので、国のほうから指針が示されております。それに基づいて、会計年度任用職員の給与については条例で定めなさいということですので、今回この条例を定めたものでございます。

以上でございます。

○吉田委員長 三上委員、よろしいですか。

○三上委員 関連ですが。

○吉田委員長 できるだけ簡潔をお願いします。

○三上委員 格差を是正するという言葉がありましたが、普通の職員に比べて低いから基本的には引き上げようという、格差を是正というのはそういう意味と解釈していいんですね。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えします。

そのとおりで思っております。今回の条例の中にもございますけれども、期末手当を支給するという条文もうたわれておりますので、上げるというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 なければ、次の条に移ります。また、後ほど一括してやりますので、また気づかれたらまたそのときに発言をお願いします。

それでは、第2条に移ります。

第2条についての質疑の方、ございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 この条文によりますと、パートタイム会計年度任用職員には期末手当以外の手当は支給ができないという解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えをいたします。

地方自治法において、パートタイム会計年度任用職員に支給することができるものは報酬、それから期末手当及び費用弁償と定められておりますので、期末手当以外の手当は支給しないということとしております。

ただ、この後出てきますけれども第9条において時間外手当、時間を超えて勤務した場合、時間外手当として支給するのではなく、時間外手当に相当する額を報酬として支払うということになっておりますので、手当としては支給はされませんが、それに相当する額というものは報酬の中で支払うということになります。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 三上委員。

○三上委員 今の期末という解釈ですが、それは上期、下期というか必ずしも1回に限るというわけではないと、こういう意味でしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えします。

年1回ではなく年2回、6月と12月の2回ということになります。

以上です。

○吉田委員長 よろしいですか、第2条について。

神谷委員どうぞ。

○神谷委員 特殊勤務手当ってところの注意書きで、年末年始の勤務手当及び待機手当に限るっていうふうになっていますけども、この待機手当ってということについて少し御説明願います。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えします。

この待機手当の支給の対象となる職種については、訪問看護ステーションの看護師ということで考えております。以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第3条に移ります。

第3条について御質疑のある方はございませんか。フルタイム会計年度任用職員の給料についてということをお定めおるものでございます。

神谷委員。

○神谷委員 昨日の答弁の中で、もし聞き間違っていたら大変申しわけないんですけども、湖西市としてはフルタイムの会計年度任用職員の採用は考えていないって回答でしたけども、まず考え方はそれで間違いはないか確認させてください。

○吉田委員長 総務課長、どうぞ。

○太田総務課長 お答えします。

そのとおりでございます。当市におきましては、フルタイムの会計年度任用職員を任用する予定はございません。以上でございます。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 これは、別に各自治体で決めればいいことであって、フルタイムなりパートなりというような、そこは選択が自由にできるという解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 理由はって聞いたらなんですけども、フルタイムを採用しない理由をお伺いします。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 総務課長がお答えします。

会計年度任用職員の行う業務については、フルタイムでなくても十分、周りの正規の職員のカバーによって十分回していけるというところで、フルタイムではなくパートタイムというふうを考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第4条に移ります。

第4条についての御質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは第5条、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額ということでございますが、第5条について御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、第6条に移ります。

第6条について御質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第7条に移ります。

第7条、ボリュームがありますのでいかがでしょうか。フルタイム会計年度任用職員の期末手当についてということでございます。

神谷委員。

○神谷委員 期末手当はこの基準日、6月1日、12月1日に在職した人にフルタイム会計年度任用職員に対して払っていきますよということだと思いますけども、以前、基準日に着任した職員にも期末手当を払った経緯があると思っておりますけども、そういったこともこの会計年度任用職員の中では対応されていくのでしょうか、その日に着任した。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

6月1日に仮に着任した、任用された場合にでもその任用期間が6カ月を超えていれば期末手当の支給の対象となりますので、十分この条文で対応しているというふうに考えております。

例えば6月1日に3カ月の任用期間、6月、7月、8月、3カ月の任用期間ですと期末手当の支給は対象にならないということになります。6月、7月、8月、9月、10月、11月末までの任用ですと、12月1日にもし在籍をしていれば期末手当の支給の対象となるということになりますので、6月1日だけの1カ月、6月1日に任用されて6月だけ、1カ月勤務した場合は6カ月の任用期間に満たないものですから、期末手当の支給は対象にならないというような解釈になります。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、いかがですか。

○神谷委員 もう一回確認させてください。6月1日に採用されました任用期間が6カ月ですよって、まだ働いてないわけですよ、その先が。でも、6月の支給日には期末手当が支給されるっていうことでよろしいんですかね。6月30日と12月10日に支払うってなってますので、そのときに払いますか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

6月1日に任用されて6月の期末手当が支払われるかということだと思うんですが、これは任用期間が6カ月以上であれば、6月の期末手当は支給されます。されますが、在籍期間が1カ月という短い、3カ月未満ですのでその額は減額、100分の30、3割に減額をされて支給されるということになります。

○吉田委員長 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは総務課長、答弁をお願いいたします。

○太田総務課長 お答えをいたします。

6月1日に任用された会計年度任用職員の6月の期末手当ですけれども、これは支給の対象となります。任用期間が6カ月を超えていれば支給の対象となるというような解釈になります。

実際に支給額の計算については、その会計年度、6月1日、1日しか在籍しておりませんので、その日額が基礎と、期末手当を算定するための基礎となります。それに対して1.3カ月分なので1.3を掛け、さらに期間率が3カ月未満になりますので100分の30を掛けて算定した額が期末手当の支給額ということになります。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。理解できました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ないようでしたら、次の条文に移ります。

次に第8条について、質疑をお受けいたします。第8条について質疑のある方はございませんか。

加藤委員。

○加藤委員 この第8条の中に係数ですか、38.75とか7.75とか162.75とかそういう係数が出てきますけども、わかりづらいんです。どういう根拠でこういう係数を出しておられるのかをお聞きしたいんですけども。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

まず38.75につきましては、私たち通常の正規の職員の1週間当たりの通常の勤務時間でございます。1日7時間45分が5日間ということで38.75という数字を用いております。また、7.75につきましては正規職員の1日当たりの勤務時間数ということになります。それから、162.75につきましては1日当たりの通常の勤務時間、7.75時間に1カ月当たりの通常の勤務日数21を掛けて、7.75掛ける21が162.75ということになります。

以上でございます。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 はい、了解しました。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 基本額を原則日額と定めた理由っていうんですか、教えてください。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

なぜ原則日額としたのかということですが、地方自治法第203条の2、第2項に報酬は勤務日数に応じてこれを支給すると規定されておりますので、その規定に基づき原則日額としたものでございます。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、第9条に移ります。

第9条についての質疑のある方、ございませんか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 第9条、この上に書いてある特殊勤務等にかかわるってことが書いてありますけども、どういうようなことをいうのかちょっと教えていただきたいんですけど。

○吉田委員長 特殊勤務がどういうことかということですね。

○加藤委員 はい、内容。

○吉田委員長 答弁よろしいですか、総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

特殊勤務手当ですけれども、私たち一般の職員にも支給されている手当ではございますけれども、例えば、先ほど訪問看護ステーションの看護師に支給する待機手当ですとか、あと夜間勤務手当、夜10時から朝5時までが勤務時間と指定されているものに支給される手当ですとか、あと一般職でいますと犬猫の死体処理、動物の死体処理なんかに1体当たり幾らというような業務に携わった者に支給される手当でございます。

以上でございます。

済みません、訂正させていただきます。

○吉田委員長 はい。

○太田総務課長 夜間勤務手当については、特殊勤務手当ではございませんでした。申しわけございませんでした。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 さっき待機手当って言われましたけど、そういう待機すること自体が仕事の中に入ってるんじゃないでしょうか、それはちょっとわかんないんですけど。待機時間イコール勤務時間じゃないんですか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

正規の勤務時間外、土曜日ですとか日曜日、緊急時に利用者からの呼び出し等がございますので、その対応する職員を当番制で決めております。その休日の土曜日、日曜日の待機、それから夜間の5時15分以降、夜間の待機ということになります。正規の勤務時間外、呼び出しにすぐ対応できるような体制をとっておくということに対する手当でございます。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 わかりました。本当に限られた職種ということですよ。そういう今の言われたような状況は、公務員の皆さんとか我々も全般的に発生し得る可能性があると思われるものですから、特別にそれを決めたということはそういう事例がある程度発生が多いということですよ、そういう解釈でいいんですか。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 お答えします。

公務員全体、突発的なことで呼び出しをされることは災害等がありますので、それは今は時間外という形で対応させてもらっております。

先ほど言った待機、これにつきましては最初の質問の中にあつた訪問看護みたいに呼び出しが多いと、一般より多いと思われるような業務に対して、自宅での待機を命じてるという形の者に対して手当を支給してるという考えであります。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員。

○加藤委員 了解しました。

○吉田委員長 ほかに質疑、二橋委員。

○二橋委員 今のちょっと関連で。今は訪問看護等が多分対象になると思うんですけども、一般職だと待機の要するに手当っていうのは当然ついていると思うんですけども、このパートというかこの任用職員の場合にもそういうのがあり得るのかどうなのか。

○吉田委員長 よろしいですか、総務課長。

○太田総務課長 お答えいたします。

訪問看護ステーションの会計年度任用職員についても、待機手当、待機をするという日が設けられていますので対象となるというふうに考えております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、手当についてはこの特殊勤務手当の中に含まれるという考え方でよろしいですね。要するに、特殊勤務手当がそこに発生しているということですよ。

それともう一つ、今までの臨時職員というのは時間的な、時間制限があつてなかなかそこに時間外とかそういうものへの対応ができてなかったっていうのは過去の非常勤職員と思うんですけども、今回この任用になってからはそれが除外されるのかどうなのか、パートの基本的な時間っていうのはどういう時間になりますか。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 実際、今の時点でも臨時職員また非常勤職員におきましても定められた例えば7時間30分を超えるような業務のときには支払いをしております。ないわけではなくて、今回こういう制度になって明確化したという形のもので現状も払っておりますので、基本のものはやはり7時間30分、また職種によってはもっと短いものもありますし、そういう形で時間は設定をさせてもらっております。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 国が定めるその中で、このパートタイム的な勤務っていうのは要するに過剰勤務ができないように、基本的には就業時間内っていうのは決まっていたんじゃないかなと思うんですけども、今現在、時間外っていうのはあるの。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

今現在の非常勤職員で、やはり業務の内容、正規職員の補助に当たったりしておりますけれども、そういった職員の業務の忙しさによって補助、正規の時間を超えて時間外勤務をすることはございます。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 時間外勤務っていうような形で要するに延長させると、本来問題だよ。だって、パートタイムっていうのは要するに一般職の就業時間内にやっぱりその補助を当たるということで、時間外勤務っていうのは一般職の要するに1日の職員の給与以外になるもんですから、そうすると一般職の補助にはなっていないよね、そういう考えじゃないの。だから、国が定めるパート時間っていうのは限定されてたっていうのが今までだと思いますけども、どうなんですか。

○吉田委員長 暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時33分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

総務部長、答弁をお願いします。

○山本総務部長 お答えします。

今、二橋委員のほうから御質問ありましたように、パートタイムにつきましては決められた時間がありますので、基本はその時間を守る形で運用していきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 はい、わかりました。

○吉田委員長 ほかにございますか。

神谷委員。

○神谷委員 いろいろ報酬ほかにも出てくるんですけども、規則で定めるところによるって言葉が多々出てくるんですけども、自分が考えていたのは職員の給与に関する規則をある程度加除をやってつくっていくのかなと思ってたんですけども、これは全く違うものをつくるのかどうか、その辺をちょっと規則について教えてください。

○吉田委員長 よろしいですか、総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

基本的には一般職、常勤職員、我々職員の手当の例によるというふうに定める予定でございます。

ただ、勤務時間が会計年度任用職員は短いということ、また1時間当たりの単価の算出方法が異なりますので、それらの事項について、それらを考慮して規則で定める予定でおります。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 ちょっと理解できなかったんですが、要するに会計年度任用職員用の規則を新たに作るってということでしょうか、そこを確認させてください。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

新たに会計年度任用職員用の規則をつくるということでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 わかりました。それは、やはり今年度中につくるということによろしいですね。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

今年度中に作成をするということでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に移ります。

第10条について質疑をお受けいたします。第10条に関して質疑のある方はございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 この条文ですと、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員は、

支給の対象にならないということでしょうか、どうして対象にならないのか教えてください。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

1週当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員については、支給の対象とならないということでございます。

それはなぜかと申しますと、一般に週15時間30分といいますと7時間45分とすると週2日未満ということになります。週2日の勤務ということは、本格的にその職務に従事するとは言いがたいというところで、国の非常勤についても同様の考え方をしておりますので、当市においても国と同じ扱いをするということで支給の対象から外しているものでございます。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員、よろしいですか。

○菅沼副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 第10条について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、続いて第11条についての質疑をお受けいたします。第11条に関してございませんか。

三上委員。

○三上委員 3番目のところに、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給すると書いてあるんですが、例えば12月は1日、1日だけ勤務したと。けれども、末日まで勤務したという形で12月の月給を支給するという意味ですよね。ということは、死亡見舞金に相当するような形でプレゼントするよと、そんな意味でしょうか。

以上です。

○吉田委員長 第3項のところの月末までの報酬を支給するって、第3項についての質疑です。

総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

先ほどの例、12月1日にお亡くなりになった場合は12月分、1カ月分月額を支給するというものでございます。

以上です。

○吉田委員長 三上委員、よろしいですか。

○三上委員 民間だと月給制の人はあり得るんだけど、日給制の人に対してそういうことは通常あり得ないんだけど、今、官は民に倣うという大きな方針の中で動いてるとこれだけ異常だなんていう気がするんですけど、異常じゃありませんか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

先ほどの支給、12月、1カ月分を支給するという答弁をさせていただきましたけれども、支給される職員は月額で決められている方、会計年度任用職員にも月額を支払うという職員も、当市ではいみせんけれども月額で支払う場合、職員については月の途中で亡くなった場合、月額をお支払いをするということになります。日額で規定されてる職員については、日額を支払うということになります。

○吉田委員長 三上委員、よろしいですか。

○三上委員 冒頭の月額により報酬が定められたっていうのをちょっと見落としてまして、私のミスです。済みません。

○吉田委員長 じゃあ、ほかにございませんか。

菅沼委員。

○菅沼副委員長 第5項のどこなんですけども、報酬は職員の申し出により、口座振替の方法により支払うっていうふうにあるんですけど、申し出がなかった場合は現金で支給をするということでもよろしいんでしょうか。

○吉田委員長 いかがですか、総務課長。

○太田総務課長 現金で支給するといった方法は現行でもしていないんですけども、会計年度任用職員についても現金で支払うことはちょっと想定はしておりません。地方公務員法では、職員の給与は法律または条例により、特に認められた場合を除き、通貨で直接職員に全額を支払わなければならないというふうに定められておりますので、基本は条例で定めなければ現金の支給ということになります。なので、申し出がなければ現金で支給することになるとは思いますけども、なるべく申し出ていただくようにこちらから働きかけるつもりでおります。

以上です。

○吉田委員長 菅沼委員。

○菅沼副委員長 なければ現金で多分支給されるだろうということでもわかりました、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第12条に移ります。

第12条について質疑をお受けします。質疑のある方、ございませんか。

加藤委員。

○加藤委員 先ほどの係数と同じ質問ですけども、ここに第1号で52っていうのが出てきますけど、この意味を教えてください。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

この52というのは、1年間の週が52週あるということで52という数字を使っているものでございます。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 了解しました。

○吉田委員長 52週ということの数字だそうです。よろしいですか。

○加藤委員 はい。

○吉田委員長 ほかに、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第13条についての質疑をお受けいたします。パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額についてを定めたものでございます。第13条、特に御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、次に第14条についての質疑をお受けいたします。第14条、パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償、このことを定めた条文でございます。

よろしいでしょうか。

神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 1カ月当たりの通勤回数を考慮して、規則で定める額とするとある、この考慮してっていうところが任用期間が何カ月任用しますよ、そういった中から今正規職員の方は片道4キロは5,400円とかあるわけですけども、それと同じような考え方で同じ金額をまず支給していく、通勤回数を考慮してっていうところがちょっとうまく理解できないんですけども、その説明をお願いします。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

今後この通勤手当、費用弁償については規則で定めることになっているんですけども、基本的な考え方は、今正規職員に支給されている月額、例えば5,000円ですとそれを通勤1回当たり、1日当たりといいますかそれに換算をします。その方が、会計年度任用職員が月何回出勤するかというところを考慮して、もし1カ月15日であれば1日当たりの手当に15を掛けた数字を支給するというような形で、通勤する回数に応じて支給額を変えようというものでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 考慮してってなってますけども、実績に基づいて支給するというそういうことですね。

○吉田委員長 総務課長、いいですか。

○太田総務課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、実績に応じて支給するといったものでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか。

○神谷委員 はい、ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかに、第14条について御質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ないようですので次に、第15条について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、続いて第16条に移ります。

休職者の給与についてを定めたものでございます。第16条、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、第17条に移ります。

給与からの控除についてということでございます。第17条、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは最後になります。第18条の委任、それから附則について、合わせて質疑をお受けいたします。

なお、附則のほうには別表もありますので、別表についてもひとつ。

加藤委員。

○加藤委員 今、パートタイムの方のものを中心にいろいろ書いて条例があるんですけど、例えばパートタイムで雇うとき、結構細かい中身の話ですよ。そういう方への説明というのは、我々が見てもすごい複雑なような気がするんですけど、どのぐらい時間かけてどういうふうに説明される予定なんですか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

なかなかここまで細かい説明というのは難しいかと思うんですけども、基本的には任用、選考試験ですとか採用試験をこれから行うんですけども、合格して採用するときこの辺の処遇については説明する予定であります。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 何で聞いたかっていうと、余り複雑だと後でトラブルのもとになるんじゃないかなというふうに思ったもんですからね。給料をもらったらかおかしよって、往々にして会社でもあることなもんですから、それでお聞きしました。

○吉田委員長 その点についていかがですか、総務課長。

○太田総務課長 今後、来年4月1日から今現在いる非常勤職員も引き続き会計年度任用職員になる職員も多いかと思えます。この制度改正について、先般、所属長を通して、各課長を通してチラシをつくってこの辺の制度改正について説明をさせていただき、納得していただいた上で来年どうするのかという意思を確認したところでございますので、特にトラブルはないと思えますし、ないような説明をこれからも進めていきたいというふうに思えます。

以上です。

○吉田委員長 加藤委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

○加藤委員 トラブルがないようにお願いします。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 今この採用についてなんですけれども、今度この任用職員っていう処遇で新たに採用する形には、継続してもなると思うんですけれども、新たに、今加藤委員が言うようにこの条件のために中にはやめるといふか辞職する人もおるかもわからんし、一応それを要するに理解してもらって、それを認めて初めてこの採用になるのだけども、基本的に新たな採用というのは大体1カ月の予備期間があるのだけども、今回これ延長っていうか新たになるものから、条例変わるものですから予備期間というのはあるのかね、どうなのか。

○吉田委員長 よろしいですか、じゃあ総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

今現在、非常勤として勤めていらっしゃる方には、来年、年明けて来年度も働く意思があるのかどうかという確認をして今後調整をしてみますので、1カ月前以上の期間を設けて意思確認はしていく予定でございます。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと確認しますが、要するに原則に当てはめて今在職しておる方もその原則に当てはめて1カ月期間の採用期間というのは設けるといふことなのか、どうなの。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、1カ月以上を設けるといふことでございます。

以上です。

○吉田委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。

○吉田委員長 ほかに。

神谷委員。

○神谷委員 等級別基準職務表っていうのがありますね、そして今回、参考資料として前回の勉強会でお願いしました職種一覧表というのをいただいておりますので、大変申しわけないですが、ちょっとこちらの基準職務表と今回いただいた一覧表とで振り分けて説明していただくことは可能ですか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 それでは、資料をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

結構、45職種ほどございますけれどもこの中で2級を適用させようと、これからまたこれも規則で定めることになっておりますけれども、2級を適用させようとする職種については右側の表の保健師、8段目になります。右側の列が改正後の職種になりますけれども、保健師・栄養士等、地区担当と書かれている職種があるかと思えますけれども、右側の表の8段目の右を見ますとさらに二段階に分かれておりますけれども、その下の地区担当という職種2級を適用さ

せようと。それから、さらに5段下の介護認定調査員、この職種について2級を適用させようと思っております。それから左側の表になります。6段目、6行目ですね、行政通訳。こちらの行政通訳についても2級を適用させようと考えてるところです。それから前後して申しわけございませんが、先ほど保健師の2級をお伝えしましたけれども、そのすぐ下の訪問看護ステーション看護師こちらも2級を適用させようと。訪問看護ステーションにつきましては、別表の下の医療職3表の2級を適用させようと考えてます。それ以外は1級の職ということで、それ以外については1級の表を適用させる、1級を適用させようというふうに規則で定めようとしているところでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 もう一度確認させてもらいます。では、一般系の中の行政通訳、そして右側の表に行って保健師の地区担当の方、それから訪問看護ステーション、それから介護認定調査員の方を2級に扱っていきますよ、それで落ち度はないわけですね。

○吉田委員長 それで、訪問看護ステーション看護師については、医療職の給料表の2級とこういうことですよ、そういうことですね。

○太田総務課長 そのとおりでございます。

以上です。

○吉田委員長 ほかにいかがでしょうか。

○神谷委員 ここで聞いてもいいですか。

○吉田委員長 後でよければ、全体をまたやろうかと思しますので。

○神谷委員 じゃあ、そっちでいいです。

○吉田委員長 いいですか、それでは各条文ごとに質疑をお受けしましたけれども、全体を通して、このところをもう一度聞いておきたいというようなことがありましたら、全体を通して質疑をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。いかがですか。

神谷委員。

○神谷委員 放課後児童クラブの指導員とかはどういった対応になっていくんでしょうか。

○吉田委員長 暫時休憩といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時02分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、先ほどの質疑に対する答弁。

総務部長、お願いします。

○山本総務部長 お答えします。

今、神谷委員の御質問ですが、放課後児童クラブにつきましては業務委託をしておりますので、今回の会計年度任用職員の制度には当たらないという形になっております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいでしょうか。

○神谷委員 はい、ありがとうございます。

○吉田委員長 全体を通しての質疑、いかがでしょうか。

三上委員。

○三上委員 前回の説明会のときに僕が質問をした件なんです、ボーナスを払わなければなりませんよという規則

が導入されるに当たって、月給は下げてはならないという規則がどこにも書いてないんですね。もう一つは、年間での現給を保障するとかあるいは月間における現給を保障するとか、制度改革に伴う一部の人たちが何らかの形で報酬が減ることがあると、それに対して現給保障するっていうものが、今まで、昔、市長時代に何度か制度改革で特に50歳を過ぎた人、年功序列が激しい公務員過ぎるとい民間からの批判に答えて、50歳以下の人たちの給料を下げるということが何回かあったような気がするんですね。そのとき、必ず現給を保障するというのがついてたわけです。今回ついてないんですね、月給を下げても書いてないわけですね。

そこで、新聞報道によるとほんの一部の自治体なのか、あるいはかなり多くの自治体なのか比率がわかりませんが、ボーナスを払うように。

○吉田委員長 三上委員、もう少し。

○三上委員 これ言わなきゃならない。

○吉田委員長 簡単に。

○三上委員 簡単に言ってるつもりなんだけど、新聞報道によると一部の自治体か何割かわかりませんが、年間保障するから月給下げてボーナス払いますよという例が出てると、それトラブルになってるといふうに、苦情になってるといふ話も聞きました。

そこで、一番最初に言った2つの質問、月給は保障するとかあるいは年間での現給保障とかいうのは全くないということですね。

○吉田委員長 総務部長どうぞ。

○山本総務部長 お答えします。

今回の条例の中で、まず給与自体の定めは規則の中でうたっていますので、条例の中で今言われた現給保障するとか下げてはならないということは国の指針にもございませぬ。ですので、本市としてもそれは条例の中でもうたっています。

それで規則のほうで、これにつきましてもきのうの答弁の中にもありましたが、各市等いろいろ調査をさせていただいた中で、県モデル、静岡県につきましても月給を若干下げてボーナスを出して、総額として現給以上のものを保障するという形をとっておりますので、本市もそれに倣った形でやっております。

ボーナスについても2.6というのが定めてあるわけではないものですから、1.1だとかそれは幾つでも各市によって決めることができます。ですから、今の三上委員の考えで現給を、今の給料の月給を保障するんであるなら反対にボーナスを下げる市町村もあるかと思えます。

湖西市につきましては、今言ったように県のモデルを参考に今回つくらせていただいて現給以上の支払いになっておりますので、ある程度の正規職員との差を埋める形で今回制定をさせていただいております。

以上です。

○吉田委員長 三上委員。

○三上委員 関連です。正規職員の制度変更のときには、現給を保障するというのがほとんど99%ついてたというふうには僕は記憶してるわけです。今回これがついてないということは、ある意味では確かに格差是正で給料を上げようという趣旨なわけですけども、前回の説明会のときに何人かの人たちが年間でトータルすると減る人たちがいると、それは説得すると言ったんです。僕は、やっぱり制度改革に伴ってボーナスはふえるけれども月給が下がることによって、年間で報酬が減るというものに関しては現給を保障するというものをつけ加えたほうがいいというのが私の意見です。

正規職員は今までそうだったわけだから、パートタイム職員に関してだけはこれをつけていないというのが僕はいかなるもんなか、賛成しかねますね。

以上です。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 正規職員の場合には給料表が決まっております、そこから今決まってるものを下げるという形になりますので現給保障の考えもいいかと思いますが、今回この制度は新たな制度でありますので、始まりの現時点でのものを決めると、ですから考え方は現状の現給保障を当然入れております。ただ、下げたから現給保障じゃなくて新たな制度が始まる、その段階での設定金額をさせてもらってるという形ですので、現給を保障するという考えは今回は持っておりません。

以上です。

○吉田委員長 三上委員、よろしいですね。

○三上委員 よろしいというか納得はしないんだけど、そういう制度になっていくことはわかりましたけど、個々の人たちに対して何らかの形で年間幾らぐらい払って、今仕事をしてもらってる人に対して今の何人かの人たちが減ってしまうんですっていうふうに答えたんですよ、実態はと聞いたら、県もそうだと、うちも減りますと。減るけど説得できなかつたらやめてもらいますって言ったのね、それがひっかかるって言うんですよ。

○吉田委員長 三上委員、個人的な意見は、あくまでも質疑ですので意見は後ほどまた討論なりなんなりで言ってください。今は質疑ですので、どうなってますかというその説明を受けるということです。

じゃあ総務部長、どうぞ。

○山本総務部長 今回、給与の額については規則のほうですので、この条例ではうたってはおりません。減るという言い方をされましたが、来年は初年度でありますので数名の方が若干は減りますが、制度としては令和3年度以降、いわゆる来年以降はちゃんとふえる形で設定をさせてもらっておりますので、その点は御了承をいただきたいと思っております。

以上です。

○吉田委員長 じゃあ、神谷委員。

○神谷委員 この会計年度任用職員を取り入れることによって、今まで決算書等で経常経費で人件費と物件費とか個別集計表で計上されていた数字に大きな変化が出てくるのでしょうか。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 今までの非常勤職員、これにつきましては人件費として捉えております。臨時職員、これは物件費に財務会計上の統計は分けております。ですので今回、臨時職員も会計年度任用職員という形で人件費のほうに行きますので、人件費がふえるのは確実であります。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 わかりました、ありがとうございます。続いてよろしいですか。

○吉田委員長 はい、どうぞ。

○神谷委員 本当に、今説明を聞いていても人件費等に関する処理が大変複雑になってきますし、本当に先ほどももらったらちょっと違っていたよなんていうようなことがあってはいけないと思うんですけども、担当部署として来年度、この会計年度任用職員を採用するに当たってどういう対応を考えておられるのでしょうか。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 お答えします。

まず、今いる方につきましてはそのまま移行される方につきましてはちゃんとした説明をしていく形で考えております。

現状、会計年度任用職員になりましても採用は総務課こちらのほうで行いますので、採用に当たっての、先ほども課長が言いましたけど条件等、また制度等をちゃんと説明した中で採用していきたいと考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、今のように教育総務課とか何か募集はかけても最終的には総務課のほうで取りまとめていくという解釈でよろしいですか。

○吉田委員長 総務部長。

○山本総務部長 各課におきましては募集もかけておりますが、面接の段階でも総務課が行いますが、当然、担当部署の課長なりそれ相当の者が入って行っております。

給料の支払いにつきましては総務課のほうで行っておりますので、そこは一元的に処理ができると考えております。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 わかりました。先ほどその話もあるんですけども、担当の職員の人数でこれだけ煩雑な計算とかいろいろやっていかなきゃいけなくなりますよね正直、会計年度でやるっていうことは。それに対して、担当部署として来年度以降どういった対策を考えておられますか。

○吉田委員長 総務課長。

○太田総務課長 お答えをいたします。

会計年度任用職員制度が始まりますと、期末手当等の計算もしなければいけなくなりますし、今担当がエクセルで入力し、そこで入力したものをまたシステムに入力し、エクセルで出た数字とシステムに入れた数字を突合せさせて、間違いがあってはならないというところでチェック機能も含めましてエクセル管理とシステム管理をしているところですけども、来年度の制度改正によってそのシステムの改正も今行っているところで、業者も入れてシステムの更新をしているところで、ミスのないような体制をつくっているところでございます。

以上です。

○吉田委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっといろいろ調べたりしますと、やっぱりエクセルでやっていくことに、エクセルでの管理に問題があるよというような記事もあつたりしますので、その辺しっかり対応されるようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○吉田委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 一番最初に僕聞いたんですけども、これは格差是正で基本的には給料を上げようという趣旨であるということをお伺いしました。しかし、制度移行に伴って数名の人たちが給料が落ちてしまう、年間で見ると給料が落ちてしまうという人たちがいると。それは、説得はするけれども承認できない場合にはやむを得なくやめてもらうという答弁がありました。

これはやっぱり、大部分の人たちはこの制度を賛成ですからいいんだけど、ぜひ制度改正により収入が落ちてしまう人たちに対して十分な配慮をするようにという一文をつけ加えていただきたいというのが私の意見であります。

以上です。

○吉田委員長 ということは三上委員、一文を加えるということを提案したいということですか。

○三上委員 提案したいということです。

○吉田委員長 今、三上委員から減給をないようにということを一文条文に加えたらどうだとかというような意見で

すけども、ほかに御意見のある方はございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 賛成討論を行います。

会計年度任用職員の制度をつくることによって、明確な処遇を今後はっきりしていくということで、私も先ほどの質問の中で不明確な点も少しあったんですけども、今度のこの改正によってそれが明確化されるということと、いずれにいたしましても、今回新しい制度として進行するものですから、この制度の中でとりあえず遂行していった中で問題点があるとまた改善を、改正をするということも不可能ではないもんですから、いずれにいたしましてもこの本案に関しましては賛成の討論をさせていただきます。

○吉田委員長 今、賛成討論がございました。ほかにございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 私も賛成です。きのうの質疑の中でもありましたように、同一労働、同一賃金という大基本のところを立ててこの会計年度任用職員の制度をつくっていかうということでありますので、賛成いたします。

○吉田委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号、湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○吉田委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきたいと思いますが、御了承いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。

〔午前11時19分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 吉田建二